



発行所
山形新聞社
山形市旅籠町2-5-12
電話 代表023 (622) 5271
Copyright (c) 2015
Yamagata Shimbun

2015年
12月16日
〈水曜日〉



特別号外

■やまがた
ニュースオンライン
yamagata-np.jp

■携帯・スマホ
yamagata-np.jp
/mobile/



詳しくは山形新聞を
ご覧ください。

女性の再婚制限「違憲」

夫婦同姓は「合憲」

夫婦が同じ姓を名乗ると定めた民法の規定が憲法に違反するかどうか争われた訴訟の上告審判決で、最高裁大法廷（裁判長・寺田逸郎長官）は16日、「合憲」との初判断を示した。女性にだけ6カ月の再婚禁止期間を定めた規定をめぐる別の訴訟では「違憲」と判断した。再婚禁止期間の規定は国会が判決に沿って改正する。

民法規定 最高裁が初判断

いづれも明治時代から引き継がれている家族制度の基本的ルールで、現在日本以外に同種の規定はほとんどない。時代に合わない不当な女性差別との批判が強まっていたが、保守系国会議員の抵抗が強く、温存されていた。夫婦別姓訴訟の原告は男女5人で「姓の変更を強制するのは権利侵害。実質的には女性差別で、多くの女性が職業上の不都合や精神的苦痛を強いられる」と主張。両性の平等や個人の尊厳を定めた憲法に違反すると訴えていた。女性の社会進出などをきっかけに、希望すれば結婚後も別々の姓を名乗れる「選択的夫婦別姓」制度の導入を求める声は強まっている。

た。法制審議会は1996年、再婚禁止期間の100日への短縮とともに、選択制導入を盛り込んだ民法改正案を答申したが、保守派国会議員の抵抗で国会へは法案提出はできなかった。近年、政府の世論調査では選択的別姓導入への賛否が拮抗（きつこう）している。

【夫婦の姓と再婚禁止期間】民法750条は、夫婦は結婚前のもちらかの姓を名乗るよう規定。明治時代は「家の姓を名乗る」だったが、戦後改正された。また民法733条は、離婚した女性の6カ月の再婚を禁じる。別の規定で出産時期が「結婚から200日経過後は現在の夫の子」「離婚後300日以内は前夫の子」としており、父の推定重複を避けるため設けられた。

民法の規定めぐる経過

- 1898年 ▶ 「夫婦は家の姓を名乗る」とする夫婦同姓規定と女性の再婚禁止期間規定を設けた明治民法施行
- 1947年 ▶ 民法改正で「夫婦は夫または妻の姓を名乗る」に
- 85年6月 ▶ 日本が女性差別撤廃条約を批准
- 95年12月 ▶ 再婚禁止期間をめぐる別の訴訟で最高裁第3小法廷が規定を合理性があると判断。憲法判断は示さず
- 96年2月 ▶ 法制審議会在再婚禁止期間の短縮や選択的夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正案を答申（法案提出に至らず）
- 2003年7月 ▶ 国連女性差別撤廃委員会が、夫婦同姓や再婚禁止期間などの民法の差別的規定を廃止するよう日本政府に勧告
- 09年8月 ▶ 国連女性差別撤廃委員会が、早急な民法改正を要請
- 10年3月 ▶ 民主党政権下で、政府が選択的夫婦別姓制度の導入を柱とした民法改正案の提出を断念
- 11年2月 ▶ 夫婦別姓を望む5人が提訴（一、二審敗訴）
- 8月 ▶ 岡山県の女性が再婚禁止期間は違憲として提訴（一、二審敗訴）
- 15年2月 ▶ 最高裁が二つの訴訟の審理を15人の裁判官全員で審理する大法廷に回付
- 11月4日 ▶ 最高裁で弁論
- 12月16日 ▶ 最高裁判決

購読・試読のお申し込みは ▶ フリーダイヤル 0120-81-8040